

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び

重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・役員退職慰労引当金

法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

(4) 税効果会計の適用

税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業

①法人本部拠点

ア 法人本部

②ロータス・ガーデン拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 訪問入浴

オ 居宅介護支援事業

カ 地域包括支援事業

③ロータス・ガーデン ケアハウス拠点

ア ケアハウス

④天河草子拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護 宙煌

ウ 通所介護

エ 訪問介護

オ 居宅介護支援事業

- ⑤天河草子 ケアハウス拠点
 - ア ケアハウス
- ⑥児童福祉施設 星児園 七夕拠点
 - ア 星児園七夕保育所
- ⑦銀の櫛拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
- ⑧デイサービスセンター 柚緑拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業
- ⑨ロータス・オデオン拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑩アマルネス・ガーデン拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑪Egret Cafe拠点
 - ア 地域密着型通所介護
- ⑫柵園拠点
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
 - オ 地域包括支援事業
- ⑬ベルセゾン拠点
 - ア 通所介護

II. 公益事業

- ①ヴィアラ 柚扇拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ②ヴィアラ 樺拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ③ヴィアラ 陽の葉拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ④アマルネス・ガーデン診療所拠点
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション
- ⑤ヴィアラ グラスセゾン拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑥ヴィアラ 別邸玻璃拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業
- ⑦ヴィアラ 柵園拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑧ヴィアラ ベルセゾン拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

III. 収益事業

- ①ヴィアラ 樺拠点
 - ア 不動産賃借業
- ②ヴィアラ グラスセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ③ヴィアラ ベルセゾン拠点
 - ア 不動産賃借業
- ④ヴィアラ 柵園拠点
 - ア 不動産賃借業
- ⑤農園拠点
 - ア 農園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	776,465,243	37,881,032	0	814,346,275
建物	3,206,296,113	652,684,822	142,393,151	3,716,587,784
合計	3,982,761,356	690,565,854	142,393,151	4,530,934,059

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	285,000,000円
土地（その他固定）	313,625,371円
建物（その他固定）	1,256,305,608円
	<u>1,854,930,979円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	167,189,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	140,000,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	235,066,000円
三井住友銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	247,940,000円
山陰合同銀行 短期運営資金借入金	145,050,000円
	<u>935,245,000円</u>

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,944,368,050	3,227,780,266	3,716,587,784
建物（その他固定）	8,874,902,871	2,181,152,876	6,693,749,995
構築物	836,981,399	491,155,052	345,826,347
機械・装置	10,208,440	1,739,159	8,469,281
車輛運搬具	238,278,046	192,806,781	45,471,265
器具・備品	412,239,019	275,364,026	136,874,993
合計	17,316,977,825	6,369,998,160	10,946,979,665

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

単位：円

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 座右	姫路市 下手野	316,406,895	飲食業 給食業 建物メンテナンス業	100%	—	調理及び施設管理等の業務委託	調理及び施設管理等の業務委託 (注1)	537,764,905	事業未払金	83,547,075
							給食の購入	給食の購入 (注2)	362,713,899		
							施設の修繕	施設の修繕 (注3)	27,107,248		
							野菜等売上	野菜等売上 (注4)	140,575,885	未収金	23,568,148

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 MAXIS	姫路市 安田	1,388,631,876	不動産 賃貸業	100%	兼任1名	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注5)	97,020,623	前払費用	8,317,385
役員及びその近親者	松本庄蔵	—	—	当法人会長	—	—	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注6)	56,160,000	前払費用	4,680,000
近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 GRACE TERRA	西宮市 久出ヶ谷	40,915,462	飲食業 小売業	100%	—	食品・備品の 購入	食品・備品の 購入 (注7)	36,746,664	事業未払金	3,939,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 調理及び施設管理等の業務委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注2) 給食の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注3) 施設の修繕については、見積もりを入手し、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注4) 野菜等の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
(注5) 事務所等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
(注6) 土地等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
(注7) 食品・備品の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。

1.3. 重要な偶発債務

該当なし

1.4. 重要な後発事象

該当なし

1.5. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

1.6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	426,000
繰越欠損金	13,471,000
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>13,897,000</u>

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

定期預金	285,000,000円
	<hr/>
	285,000,000円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 短期運営資金借入金	145,050,000円
	<hr/>
	145,050,000円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	32,191,196	5,745,802	26,445,394
構 築 物	60,309,980	8,440,778	51,869,202
車 輛 運 搬 具	24,234,528	16,469,164	7,765,364
器 具 ・ 備 品	17,665,276	9,488,799	8,176,477
合 計	134,400,980	40,144,543	94,256,437

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問入浴
 - オ 居宅介護支援事業
 - カ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	451,328,383		27,049,755	424,278,628
合 計	451,328,383	0	27,049,755	424,278,628

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,283,229,660	858,951,032	424,278,628
建物（その他固定）	61,474,853	35,593,656	25,881,197
構 築 物	7,862,013	7,563,389	298,624
車 輛 運 搬 具	25,880,985	24,792,521	1,088,464
器 具 ・ 備 品	118,572,050	104,345,841	14,226,209
合 計	1,497,019,561	1,031,246,439	465,773,122

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ケア拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	71,516,129	0	4,777,268	66,738,861
合 計	71,516,129	0	4,777,268	66,738,861

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,557,044	166,818,183	66,738,861
建物（その他固定）	2,576,000	1,195,091	1,380,909
器具・備品	1,615,591	1,447,055	168,536
合計	237,748,635	169,460,329	68,288,306

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護 宙煌
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問介護
 - オ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	111,370,804	0	0	111,370,804
建物	546,994,381	0	23,865,690	523,128,691
合計	658,365,185	0	23,865,690	634,499,495

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,186,858,930	663,730,239	523,128,691
建物（その他固定）	27,702,500	6,333,617	21,368,883
構 築 物	3,501,750	1,949,290	1,552,460
車 輛 運 搬 具	22,303,410	19,744,872	2,558,538
器 具 ・ 備 品	33,504,013	24,171,245	9,332,768
合 計	1,273,870,603	715,929,263	557,941,340

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子 ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子ケアハウス拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	108,807,835	0	5,513,432	103,294,403
合計	108,807,835	0	5,513,432	103,294,403

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	287,452,059	184,157,656	103,294,403
建物（その他固定）	4,712,500	1,303,892	3,408,608
構 築 物	184,500	141,651	42,849
器 具 ・ 備 品	4,028,124	3,921,632	106,492
合 計	296,377,183	189,524,831	106,852,352

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（児童福祉施設 星児園 七夕拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 星児園 七夕拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 星児園七夕保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	102,394,355		3,722,746	98,671,609
合 計	102,394,355	0	3,722,746	98,671,609

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	207,784,250	109,112,641	98,671,609
建物（その他固定）	12,611,000	2,195,801	10,415,199
構 築 物	8,651,600	1,658,050	6,993,550
車 輛 運 搬 具	2,044,048	2,044,046	2
器 具 ・ 備 品	3,967,130	3,246,304	720,826
合 計	235,058,028	118,256,842	116,801,186

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（銀の権拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上すること
としてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 銀の権拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉑）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉒）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,688,916	0	0	175,688,916
建物	546,067,172		17,696,564	528,370,608
合計	721,756,088	0	17,696,564	704,059,524

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,104,175,501	575,804,893	528,370,608
建物（その他固定）	12,264,252	4,939,251	7,325,001
構 築 物	11,354,581	10,888,152	466,429
車 輛 運 搬 具	19,384,997	19,155,295	229,702
器 具 ・ 備 品	33,375,793	23,163,420	10,212,373
合 計	1,180,555,124	633,951,011	546,604,113

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 柚緑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) デイサービスセンター 柚緑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉑）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉒）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	73,367,546	0	0	73,367,546
建物	546,825,811	0	22,641,288	524,184,523
合計	620,193,357	0	22,641,288	597,552,069

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	967,576,413	443,391,890	524,184,523
建物（その他固定）	28,677,160	8,471,009	20,206,151
構築物	203,887,978	145,470,806	58,417,172
機械・装置	9,883,440	1,564,878	8,318,562
車輛運搬具	41,177,557	39,790,897	1,386,660
器具・備品	17,064,026	10,275,317	6,788,709
合計	1,268,266,574	648,964,797	619,301,777

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・オデオン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス・オデオン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉑）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉒）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	3,990,000	3,989,999	1
構 築 物	7,700,000	7,507,500	192,500
車 輛 運 搬 具	24,816,361	21,858,391	2,957,970
器 具 ・ 備 品	11,152,694	10,254,175	898,519
合 計	47,659,055	43,610,065	4,048,990

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) アマルネス・ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	416,037,977	0	0	416,037,977
建物	832,362,047	0	20,341,223	812,020,824
合計	1,248,400,024	0	20,341,223	1,228,058,801

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,017,061,165	205,040,341	812,020,824
建物（その他固定）	475,350,225	317,711,966	157,638,259
構 築 物	89,092,875	80,167,874	8,925,001
車 輛 運 搬 具	3,283,898	3,283,896	2
器 具 ・ 備 品	29,677,830	26,941,255	2,736,575
合 計	1,614,465,993	633,145,332	981,320,661

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記 (Egret Cafe拠点区分用)

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) イーグレットカフェ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 地域密着型通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	5,363,723	5,316,223	47,500
器 具 ・ 備 品	235,053	235,052	1
合 計	5,598,776	5,551,275	47,501

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象
該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（空園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 空園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	0	426,584,187	10,802,876	415,781,311
合計	0	426,584,187	10,802,876	415,781,311

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	426,584,187	10,802,876	415,781,311
構築物	11,520,405	432,012	11,088,393
車輜運搬具	13,316,400	1,223,446	12,092,954
器具・備品	22,254,450	1,977,485	20,276,965
合計	473,675,442	14,435,819	459,239,623

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	37,881,032	0	0	37,881,032
建物	226,100,635	0	5,982,309	220,118,326
合計	263,981,667	0	5,982,309	257,999,358

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	230,088,841	9,970,515	220,118,326
建物(その他固定)	102,634,658	11,368,744	91,265,914
構築物	2,966,292	230,163	2,736,129
車輛運搬具	9,318,240	2,488,534	6,829,706
器具・備品	14,961,380	3,190,296	11,771,084
合計	359,969,411	27,248,252	332,721,159

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン 診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン診療所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他固定）（通所リハ）	738,000	111,930	626,070
車両運搬具（通所リハ）	14,787,917	14,127,964	659,953
器具・備品	84,941	84,165	776
器具・備品（通所リハ）	3,825,837	3,662,476	163,361
合計	19,436,695	17,986,535	1,450,160

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ柚扇拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 柚扇拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	740,248,779	347,427,248	392,821,531
構 築 物	94,778,965	86,108,163	8,670,802
車 輛 運 搬 具	7,025,738	6,347,127	678,611
器 具 ・ 備 品	1,265,928	1,039,475	226,453
合 計	843,319,410	440,922,013	402,397,397

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	60,928
繰越欠損金	1,926,669
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>1,987,597</u>

計算書類に対する注記（ヴィラ拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 樫拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	173,087,686円
建物(その他固定)	403,712,704円
	576,800,390円

期末帳簿価格

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	83,594,500円
	83,594,500円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	784,525,130	380,812,426	403,712,704
構 築 物	62,303,385	51,661,590	10,641,795
器 具 ・ 備 品	2,607,768	2,248,562	359,206
合 計	849,436,283	434,722,578	414,713,705

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
 該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
 該当なし

11. 重要な後発事象
 該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	54,926
繰越欠損金	1,736,862
繰延税金資産合計	1,791,788

計算書類に対する注記（ヴィラ陽の契拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 陽の契拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	45,000,000円
建物(その他固定)	381,448,018円
	<u>426,448,018円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	46,666,704円
	<u>46,666,704円</u>

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	487,993,200	106,545,182	381,448,018
構 築 物	7,836,000	5,318,235	2,517,765
車 輛 運 搬 具	3,539,550	3,539,548	2
器 具 ・ 備 品	2,449,821	2,345,622	104,199
合 計	501,818,571	117,748,587	384,069,984

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	38,107
繰越欠損金	1,205,018
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>1,243,125</u>

計算書類に対する注記（ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,712,296,285	543,869,837	1,168,426,448
構 築 物	7,314,366	5,108,536	2,205,830
車 輛 運 搬 具	4,453,620	4,152,117	301,503
器 具 ・ 備 品	12,960,553	11,406,049	1,554,504
合 計	1,737,024,824	564,536,539	1,172,488,285

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	85,690
繰越欠損金	2,709,711
繰延税金資産合計	2,795,401

計算書類に対する注記（ヴィラ 別邸玻璃拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 別邸玻璃拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	95,537,685円
建物(その他固定)	870,182,122円
	<u>965,719,807円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

三井住友銀行 設備資金借入金 (1年以内返済予定額を含む)	247,940,000円
	<u>247,940,000円</u>

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,156,213,417	286,031,295	870,182,122
構 築 物	35,295,900	19,896,884	15,399,016
器 具 ・ 備 品	10,224,699	7,874,143	2,350,556
合 計	1,201,734,016	313,802,322	887,931,694

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	68,151
繰越欠損金	2,155,077
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>2,223,228</u>

計算書類に対する注記（ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしてしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	971,757,808	57,030,816	914,726,992
構 築 物	6,270,617	470,002	5,800,615
器 具 ・ 備 品	7,352,563	3,266,357	4,086,206
合 計	985,380,988	60,767,175	924,613,813

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	30,647
繰越欠損金	969,136
繰延税金資産合計	999,783

計算書類に対する注記（ヴィラ 空園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) ヴィラ 空園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	2,063,587,662	52,258,617	2,011,329,045
構築物	55,729,605	2,089,860	53,639,745
車両運搬具	8,759,520	2,187,689	6,571,831
器具・備品	19,376,968	3,183,322	16,193,646
合計	2,147,453,755	59,719,488	2,087,734,267

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 1. 重要な後発事象
該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	19,534
繰越欠損金	617,693
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>637,227</u>

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ樸拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 樸拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	1,106
繰越欠損金	34,959
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>36,065</u>

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	267
繰越欠損金	8,437
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>8,704</u>

計算書類に対する注記（収益：農園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 農園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 農園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	4,560,960	558,182	4,002,778
構 築 物	157,315,588	55,923,226	101,392,362
機 械 ・ 装 置	325,000	174,281	150,719
車 輛 運 搬 具	8,587,554	6,285,051	2,302,503
器 具 ・ 備 品	11,773,356	10,085,184	1,688,172
合 計	182,562,458	73,025,924	109,536,534

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	64,293
繰越欠損金	2,033,088
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>2,097,381</u>

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	80,469,134	4,972,557	75,496,577
構 築 物	355,010	25,767	329,243
器 具 ・ 備 品	18,036,654	5,050,597	12,986,057
合 計	98,860,798	10,048,921	88,811,877

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	1,434
繰越欠損金	45,348
繰延税金資産合計	46,782

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ 全園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 全園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	108,328,152	2,685,958	105,642,194
構 築 物	2,749,989	103,124	2,646,865
器 具 ・ 備 品	14,206,521	2,460,198	11,746,323
合 計	125,284,662	5,249,280	120,035,382

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	917
繰越欠損金	29,002
繰延税金資産合計	29,919